



2023年9月22日

各 位

会 社 名 株式会社鳥貴族ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 大倉 忠司
(コード番号：3193 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員経営管理部部長 小畑 博嗣
(TEL. 06-6562-5333)

業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年10月26日開催の第30期定時株主総会においてご承認いただき導入しております業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「現行BBT制度」といい、現行BBT制度の導入に関する株主総会における決議を「原決議」といいます。）を、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）に改定することを決議し、本制度に関する議案を2023年10月25日開催の第37期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の背景及び目的

当社取締役会は、現行BBT制度の一部を改定し、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）に加え、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。）（以下、総称して「対象役員」といいます。）を対象者に加えるとともに、現行BBT制度を本制度へ改定することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。これは、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

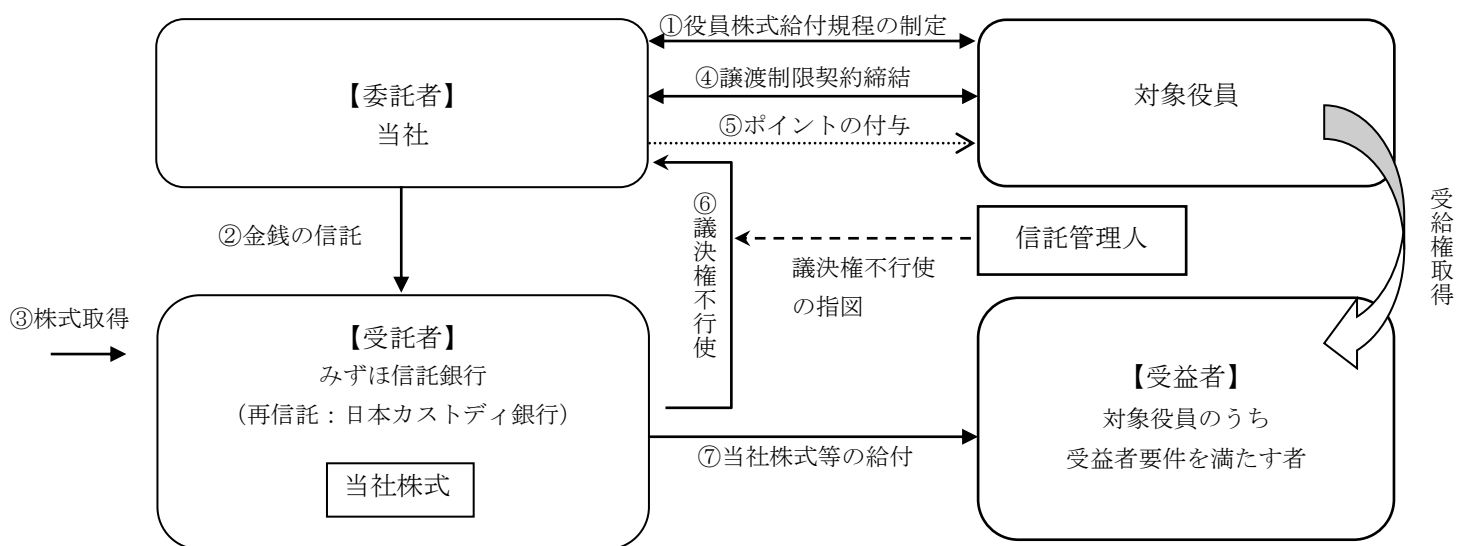
なお、本改定にかかわらず、2023年7月末日で終了した事業年度までに関して、当社の取締役に付与されたポイントに基づく当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の給付は、原決議に従い、従前通り、原則として退任時に行うことといたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、現行BBT制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、対象役員が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時とします。対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象役員が在任中に給付を受けた当社株式については、当該対象役員の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を改定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 対象役員は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該対象役員の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員（いずれも社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）。

中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献し、ひいては、株式価値を高める意識を株主の皆さまと共有することを目的とし、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。）を対象者として追加しております。

(3) 信託期間

2017年1月6日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、現行 BBT 制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、上記(3)の信託期間開始時に、2017年7月末日で終了した事業年度から2019年7月末日で終了した事業年度までの3事業年度を対象として当社の取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、90百万円を本信託に拠出してしております。本信託は、本議案の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものいたします。

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2024年7月末日で終了する事業年度から2027年7月末日で終了する事業年度までの4事業年度(以下、当該4事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として、現行 BBT 制度を本制度に改定し、本制度に基づく対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

当社は、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を本信託に追加拠出します。本制度に基づき中期経営計画期間に対応した3事業年度ごとに対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、71,000ポイントであるため、追加拠出時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、3事業年度当たりのポイントの上限数と2024年7月末日で終了する1事業年度分のポイントの上限数18,000ポイントの合計数である89,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。

なお、ご参考として、2023年9月21日の終値3,230円を適用した場合、上記の必要資金は、287百万円となります。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当初対象期間の開始直前日に本信託内に残存する当社株式(対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。)(以下「残存株式」といいます。)及び金銭(以下、残存株式と併せて「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は当初対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、残存株式等があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出した資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。なお、2017年7月末日で終了した事業年度から2019年7月末日で終了した事業年度までの3事業年度につきましては、取引所市場を通じて34,700株を取得しています。

当初対象期間(2024年7月末日で終了する事業年度から2027年7月末日で終了する事業年度までの4事業年度)に対応する本信託による当社株式の取得は、追加拠出後遅滞なく、残存株式と合算して89,000株を上限として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施する予定です。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位及び業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与し、各中期経営計画期間が終了した事業年度の翌事業年度には、役位及び中期経営計画における業績達成度等を勘案して定める数のポイントを付与します。対象役員に中期経営計画期間に対応した3事業年度ごとに付与するポイント数の合計は、71,000ポイント（うち当社の取締役分として52,000ポイント）を上限とします。なお、2024年7月期に関して付与するポイント数は18,000ポイント（うち当社の取締役分として14,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与するポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算します（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

対象役員に付与する3事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数71,000株の発行済株式総数11,622,236株（2023年7月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.6%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時まで当該対象役員に付与したポイント数とします（以下、このようにして算出したポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象役員が在任中に給付を受けた当社株式については、当該対象役員の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた対象役員又は給付を受けた対象役員であっても、株主総会若しくは取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 対象役員に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

対象役員が在任中に当社株式の給付を受ける場合、対象役員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとし（対象役員は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとし）。ただし、株式給付時点において対象役員が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

①譲渡制限の内容

対象役員は、当社株式の給付を受けた日から当社又は当社の子会社（以下「当社グループ」といいます。）における役員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

②当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③譲渡制限の解除

対象役員が、当社グループにおける役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる対象役員が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

以 上